

第1章 教育行政

第1節 県教育委員会

第2節 市町村等教育委員会

第3節 企画・統計・広報広聴・国際交流

第1節 県教育委員会

1 平成18年度教育行政の概要

(1) 県教育基本方針

地球社会の未来を望み 命あるすべてのものと
支え合いながら 主体的に生きる 心ゆたかな
人間の形成と 魅力あるふるさとづくりをめざし

たくましさとやさしさを培う学校

学びと潤いにみちた地域社会

かおり高い芸術文化

感動と活力あるスポーツ

を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める

(2) 平成18年度教育施策

<生涯学習推進基盤の確立>

教 育 施 策	主 な 施 策	
<p>県民一人ひとりが、生涯にわたる学習を通して、自己の充実啓発や生活の向上を図り、いきいきとした健康生活の増進、豊かな創造性のかん養、快適な生活環境の確立、地域文化の創造を目的とした生涯学習社会の実現をめざし、総合的・体系的な生涯学習基盤を整備する。</p>	<p>1 生涯学習推進体制の充実</p>	<p>(1) 生涯学習振興計画の推進 (2) 生涯学習審議会の開催</p>
	<p>2 生涯学習拠点施設の整備</p>	<p>(1) 生涯学習関連施設活性化の推進</p>
	<p>3 生涯学習情報提供と学習相談の充実</p>	<p>(1) 生涯学習関係情報提供システム（みやぎ学習の森ねっと）の整備 (2) 図書館情報ネットワークシステムの整備 (3) 生涯学習相談の実施 (4) 生涯学習調査研究の推進</p>
	<p>4 学習機会の提供</p>	<p>(1) みやぎ県民大学開放講座等の実施</p>
	<p>5 生涯学習支援者の育成</p>	<p>(1) 生涯学習支援者養成講座等の実施</p>

<学校教育の充実>

教 育 施 策	主 な 施 策	
<p>教育機会や教育システムの多様化の推進</p> <p>一人ひとりの子どもがその多様な能力や特性を十分伸長できるよう、教育機会や教育システムの多様化を推進する。</p>	<p>1 高校教育改革の推進</p>	<p>(1) 県立高校将来構想の推進 (2) 魅力ある県立高校づくりの推進 (3) 県立高校myプラン推進事業の実施</p>
	<p>2 中高一貫教育の推進</p>	<p>(1) 中高一貫教育の推進</p>
	<p>3 定時制、通信制教育の改善充実</p>	<p>(1) 定時制、通信制課程修学奨励の推進 (2) 研修等の実施 (3) 学校給食の充実</p>
	<p>4 障害児教育の充実</p>	<p>(1) 共に学ぶ教育の推進 (2) 研修の実施 (3) 障害児の適切就学の推進 (4) 障害児教育の理解促進 (5) 障害児後期中等教育の充実 (6) 盲・聾・養護学校の医療的ケア実施体制の整備</p>
	<p>5 幼児教育の充実</p>	<p>(1) 教育内容の改善 (2) 幼児教育振興計画策定の促進 (3) 幼稚園教育担当教科等指導員の配置 (4) 研修の実施 (5) 公立幼稚園の認可</p>
	<p>6 へき地教育の充実</p>	<p>(1) 巡回訪問の充実 (2) 研修の実施</p>
<p>学習内容や学習形態の多様化、学習評価の多元化の推進</p> <p>子どもたちの多様な能力や学習意欲に対応し、学習内容や学習形態の多様化、学習評価の多元化を推進する。</p>	<p>1 学力向上の推進</p>	<p>(1) 先導的実践研究・実践発表等の実施 (2) 創意ある教育課程の編成・実施 (3) 指導内容・指導方法の改善 (4) 多様な学習活動の評価の推進 (5) 研修の実施 (6) 学校活性化プロポーザル事業の実施 (7) 基礎学力向上事業の実施 (8) 地域の教育力向上支援事業の実施 (9) 学びのロードマップ作成事業の実施</p>
	<p>2 高等学校入学者選抜の改善</p>	<p>(1) 高等学校入学者選抜方法の改善 (2) 時代の変化に対応した学区制の改善</p>
	<p>3 適正な進路指導の推進</p>	<p>(1) 研修会、研究協議会等の実施 (2) 進路指導充実支援事業の実施 (3) 高大連携事業の実施</p>

教 育 施 策	主 な 施 策
<p>4 心の教育の充実</p> <p>5 I T教育の推進</p> <p>6 職業教育、職業準備教育の充実</p> <p>7 環境教育、ふるさと教育の推進</p> <p>8 国際化に対応した教育の推進</p> <p>9 体育、健康教育の充実</p>	<p>(1) 心をはぐくむ学校教育の推進 (2) 子どもの心すこやか育成事業の実施 (3) 豊かな人間性をはぐくむ体験活動の充実 (4) 13歳の社会へのかけ橋づくり事業の実施 (5) 道徳教育・情操教育の充実 (6) 研修の実施</p> <p>(1) 学校の情報教育環境の整備 (2) 情報通信拠点の整備 (3) みやぎ I T教育推進事業の実施 (4) 研修の実施</p> <p>(1) 職業準備教育の推進 (2) 職業観を育む支援事業の実施 (3) ジョブサポート事業の実施 (4) キャリア教育総合推進事業の実施 (5) 産業教育関係教科研修の充実 (6) 農業後継者育成の推進</p> <p>(1) 環境保全意識の高揚 (2) 学校緑化教育の充実 (3) 研修の実施</p> <p>(1) 外国語教育の充実 (2) 外国語指導助手の招致とその指導力の向上 (3) 国際交流事業の推進 (4) 研修の実施</p> <p>(1) 学校体育の指導内容・指導方法の改善 (2) 子どもの体力・運動能力向上の推進 (3) 運動部活動の改善・充実の推進 (4) 学校体育団体の育成 (5) 指導者の資質向上のための研修実施 (6) 保健指導・保健管理の充実 (7) 健康診断の適正実施 (8) 学校と地域保健の連携推進 (9) 安全教育の推進 (10) 学校給食の衛生・栄養管理の充実 (11) 食に関する指導の充実</p>
<p>教員の人材確保と資質向上の推進</p> <p>教師が複雑多様な教育上の課題に的確に対処できるよう、優れた人材の確保と資質の向上を推進する。</p> <p>1 教員採用選考の改善</p> <p>2 教職員の研修の充実強化と実践的研究の推進</p> <p>3 教員人事の改善充実</p> <p>4 教職員の福利厚生への充実</p>	<p>(1) 意欲に満ちた人材の確保 (2) 教員採用選考方法や評価尺度の多元化 (3) 教員への社会人の登用</p> <p>(1) 教職員研修体系の整備 (2) 教職員研修の充実 (3) 初任者研修の充実 (4) 10年経験者研修の充実 (5) 管理職研修等の充実 (6) 校内研修の推進 (7) 国内、国外への派遣 (8) 免許法認定講習の実施 (9) 総合教育センター（仮称）の整備</p> <p>(1) 教職員の適正配置 (2) 校種間・地区間の異動の拡大 (3) 他県との人事交流の実施 (4) 行政機関への配置の推進 (5) 若手管理職・女性管理職の登用 (6) 新しい教職員評価制度の実施 (7) 免許外教科担任の解消 (8) 体育担当妊娠教員代替講師の派遣</p> <p>(1) 教職員の健康管理の推進 (2) 労働安全衛生管理の推進 (3) 教職員の生涯生活設計の充実 (4) 教職員宿舎の整備の充実</p>
<p>学習環境の充実、学習活動支援体制整備の推進</p> <p>子どもたちの学ぶ意欲の向上や多様な学習活動の展開に資するため、学習環境の充実、学習活動支援体制の整備を推進する。</p> <p>1 一人ひとりを大切に生徒指導の推進</p> <p>2 学校不適応対策の充実強化</p>	<p>(1) みやぎアドベンチャープログラム（MAP）事業の推進 (2) 生徒指導研修の充実 (3) 教育相談の充実 (4) 研究地域の指定 (5) 問題行動未然防止対策の充実 (6) いじめ問題に対する対応の充実</p> <p>(1) みやぎアドベンチャープログラム（MAP）事業の推進（再掲） (2) 適応指導教室の充実 (3) 研修等の実施 (4) 教育相談の充実（不登校相談センター） (5) 不登校児童生徒支援のためのネットワークの推進 (6) 在宅不登校児童生徒対策の充実</p>

教 育 施 策	主 な 施 策
3 家庭・地域と連携した開かれた学校づくりの推進	(1) 学校評議員の活用の推進 (2) 学校支援ボランティアの整備・活用 (3) 学校運動部活動での地域の指導者の活用推進 (4) 学校保健委員会（地域学校保健委員会）の活動推進 (5) 学校評価の推進 (6) 学校の公開と情報提供 (7) 地域学習支援センターの設置
4 教職員定数の改善充実	(1) 個に応じた指導を推進するための教職員定数の充実 (2) 学級編制弾力化の推進に必要な教員定数の改善
5 学校施設・設備の整備促進、充実	(1) 公立学校施設・設備の整備促進 (2) 県立学校施設・設備の整備充実 (3) 県立学校施設耐震化の推進

<社会教育の充実>

教 育 施 策	主 な 施 策	
心豊かで生きがいのある生活の創造と連帯意識にみちた活力ある地域づくりを旨とし、生涯にわたる学習活動の充実と地域活動への参加機会の拡大を図る。	1 社会教育の推進体制の充実	(1) 社会教育委員の会議の開催 (2) 社会教育指導体制の充実 (3) 社会教育関係職員研修会の実施 (4) 社会教育関係団体の活動支援
	2 社会教育指導者の育成	(1) P T A指導者研修会の実施 (2) 視聴覚教育メディア研修の実施 (3) 人権教育総合推進事業の実施
	3 青少年活動支援の充実	(1) 青少年育成指導者研修の実施 (2) 青少年の体験活動・ボランティア活動支援 (3) 子どもの読書活動の推進 (4) 青年の地域活動支援（青年文化祭、青年体育大会の実施）
	4 家庭教育支援の充実	(1) 家庭教育力活性化の支援・推進 (2) すこやか子育てテレホン相談の実施 (3) 子育てサポーター養成講座の実施 (4) お父さんの家庭教育参加促進事業の実施
	5 社会教育施設の機能充実	(1) 図書館・博物館・美術館の利用促進と機能充実 (2) 青少年教育施設の利用促進と機能充実 (3) 公民館の機能充実の支援 (4) 視聴覚（教材）センターの機能充実の支援 (5) 南蔵王青少年野営場の利用促進と機能充実の支援 (6) 婦人会館の利用促進と機能充実
	6 地域社会と学校教育との協働の推進	(1) みやざらしい協働教育推進事業の実施 (2) 13歳の社会へのかけ橋づくり事業の実施 (3) 特別非常勤講師制度活用事業の実施

<県民総スポーツの推進と競技力の向上>

教 育 施 策	主 な 施 策	
県民の健康増進と体力の向上による明るさと活力にみちた地域づくりを旨とし、県民だれもが生涯にわたって様々な形でスポーツに親しみ充実したスポーツライフを送れる県民総スポーツ社会の実現を図る。	1 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実	(1) 総合型地域スポーツクラブの育成とスポーツ活動への参加機会の拡充 (2) スポーツ情報システムの整備・充実 (3) 学校体育施設の活用と指導者の交流の推進 (4) 指導者の育成と活用 (5) スポーツ行政の推進と役割分担 (6) 関係団体との新たな連携と支援 (7) スポーツボランティアの育成と活用 (8) スポーツ大会等の誘致とスポーツ観戦機会の促進
	2 競技スポーツの競技水準向上に向けた環境の充実	(1) 競技力の向上 (2) 国民体育大会等への参加 (3) 県スポーツ賞の贈呈
	3 地域と連携した学校体育・スポーツの推進に向けた環境の充実	(1) 豊かなスポーツライフ創造の基礎づくりとしての学校体育・スポーツの充実 (2) 学校体育・スポーツと地域スポーツクラブとの交流・連携の推進 (3) 運動部活動の改善・充実の推進
	4 スポーツ施設の整備充実	(1) 中核拠点としての県営スポーツ施設の充実 (2) 身近な施設としての地域スポーツ施設の充実支援

<魅力ある地域文化の醸成>

教 育	施 策	主 な 施 策
<p>県民の豊かな情操を培い、うるおいのある生活の実現を目ざし、かおり高い芸術文化とのふれあいと創造を図るとともに、先人の貴重な遺産である文化財の保護伝承と活用を図る。</p>	1 芸術文化鑑賞の機会の充実	(1) 本物の舞台芸術体験 (2) 宮城県巡回小劇場等の開催 (3) 宮城県芸術祭の開催 (4) 県美術館の企画展・常設展の充実
	2 参加し創造する芸術文化活動の充実	(1) 地方音楽会の開催 (2) 高等学校文化活動への支援 (3) 青年文化祭の開催と全国青年大会への派遣 (4) 国民文化祭への派遣 (5) 民俗芸能大会への派遣 (6) 芸術文化活動への支援 (7) 県図書館貴重資料の修復・保存
	3 文化財保護体制の整備充実	(1) 文化財保存管理の充実 (2) 文化財保護体制の充実 (3) 基礎資料の整備・充実
	4 文化財の保存と活用の促進	(1) 東北歴史博物館特別展・常設展の充実 (2) 有形文化財の保存と活用の促進 (3) 無形文化財等の保存と活用の促進 (4) 記念物の保存の推進 (5) 遺跡保存対策の推進 (6) 多賀城跡調査研究の推進
	5 史跡の公有化と環境整備の促進	(1) 史跡公有化の促進 (2) 史跡等環境整備の促進

2 教育委員会の会議

(1) 委員会の構成

- 委員長 藤村 重文 医師(H15.10.13~)
- 委員 鈴木 勝也 元公立中学校長(H14.10.12~H18.10.11)
(委員長職務代行第1順位)
- 〃 櫻井 弥生 医師(H13.10.12~)
(委員長職務代行第2順位:~H18.10.11)
(委員長職務代行第1順位:H18.10.18~)
- 〃 山田 光彦 会社役員(H16.10.12~)
(委員長職務代行第2順位:H18.10.18~)
- 〃 牛尾 陽子 会社役員(H16.10.12~H18.6.30)
- 〃 佐々木悦子 医師(H18.7.1~)
- 〃 小野寺征人 元中学校長(H18.10.12~)
- 〃 佐々木義昭 教育長(H18.4.1~)

(2) 会議

第 746 回から第 760 回までの定例会及び臨時会の議事は次のとおりである。

○第 746 回 (4/19 (水))

宮城県教育委員会行政手続条例施行規則の制定について、宮城県指定文化財の指定について

○第 747 回 (5/22 (月))

心身障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について、宮城県産業教育審議会委員の人事について

○第 748 回 (6/16 (金))

宮城県教育委員会委員の辞職の同意について、職員の人事について、高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について、宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について、宮城県美術館協議会委員の人事について、第 309 回宮城県議会議案に対する意見について

○第 749 回 (7/19 (水))

職員の人事について、宮城県スポーツ振興審議会委員の人事について、宮城県生涯学習審議会委員の人事について、東北歴史博物館協議会委員の人事について

○第 750 回 (8/18 (金))

心身障害児就学指導審議会専門委員の人事について、宮城県産業教育審議会委員の人事について

○第 751 回 (9/14 (木))

教育功績者表彰について、職員の人事について

○第 752 回 (10/18 (水))

職員の人事について、宮城県文化財保護審議会委員の人事について、教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について、県立特殊教育学校学則の一部改正について、宮城県立高等学校学則の一部改正について、県立中学校学則の一部改正について

○第 753 回 (11/14 (火))

職員の人事について、第 311 回宮城県議会議案に対する意見について

○第 754 回 (11/29 (水))

県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について

○第 755 回 (12/20 (水))

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について、宮城県特殊教育センター管理規則の一部改正について、県立特殊教育学校学則の一部改正について、県立学校の管理に関する規則の一部改正について、高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について、県立高等学校授業料の減免の特例に関する規則の制定について、平成 20 年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について、職員の人事について、県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について

○第 756 回 (1/24 (水))

県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について

○第 757 回 (2/7 (水))

第 312 回宮城県議会議案に対する意見について、宮城県指定文化財の指定について、県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について

○第 758 回 (2/19 (月))

第 312 回宮城県議会議案(追加提出分)に対する意見について、県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について

○第 759 回 (3/16 (金))

職員の人事について、教育功績者表彰について、宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について、平成 19 年度教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について、宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について、宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について、東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について、宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、学校教育法施行細則の一部改正について、県立特殊教育学校学則の一部改正について、教育職員の免許状に関する規則の一部改正について、校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について、宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について、宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について、県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について、県立高等学校の通学区域(学区制)の在り方について

○第 760 回 (3/28 (水))

県立高等学校の通学区域(学区制)の見直しについて

(参考)

定例会及び臨時会の開催	15回
規則の制定及び改正	19件
人事関係	24件
その他	14件

3 教育委員会の組織 (P 7 図参照)

(1) 教育庁

教育委員会事務局の名称を教育庁と称し、教育庁を分けて本庁と地方機関とに区別している。

イ 本庁

総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、障害児教育室、高校教育課、施設整備課、スポーツ健康課、生涯学習課及び文化財保護課の 9 課 2 室に分かれ、班 41、職員数 258 人(派遣社教主事(21)、秋田派遣(1)含む)である。

ロ 地方機関

教育事務所(7 事務所)及び多賀城跡調査研究所がある。教育事務所は、総務、教育の 2 班からなり、職員数は 136 人、多賀城跡調査研究所は 6 人である。

教育事務所の所管区域 (19. 3. 31現在)

事務所名	所在地	所管区域
大河原	大河原町	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
仙台	仙台市	塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡
大崎	大崎市	大崎市, 加美郡, 遠田郡
栗原	栗原市	栗原市
登米	登米市	登米市
石巻	石巻市	石巻市, 東松島市, 牡鹿郡
南三陸	南三陸町	気仙沼市, 本吉郡

(2) 教育機関

教育委員会が所管する教育機関としては、教育研修センター、特殊教育センター、図書館、美術館、泉が岳自然の家、松島自然の家、蔵王自然の家、志津川自然の家及び東北歴史博物館の

ほか県立学校95校と海洋総合実習船がある。これらに勤務する職員数は、学校職員5,645人、海洋総合水産実習船21人、学校以外の教育機関に関する職員数は183（秋田(1)含む）人である。

(3) 附属機関

教育委員会からの諮問に应ずるため、法律、条例により設置されている附属機関は次のとおり。

（ ）は委員数

教科用図書選定審議会（20）スポーツ振興審議会（14）指導力不足等教員審査委員会（8）産業教育審議会（12）高等学校入学者選抜審議会（16）心身障害児就学指導審議会（20）生涯学習審議会（10）社会教育委員（13）図書館協議会（10）美術館協議会（13）文化財保護審議会（9）多賀城跡調査研究委員会（9）東北歴史博物館協議会（9）

(4) 管理委託している公の施設

条例の規定により団体に管理を委託している公の施設としては、婦人会館、宮城野原公園総合運動場、第二総合運動場、総合運動公園、仙南総合プール、長沼ボート場、ライフル射撃場がある。

(5) 専門委員

法令又は教育委員会規則などによって設置されている専門委員としては、銃砲刀剣登録審査委員（4人）がある。

4 条例・規則・訓令

平成18年度中に制定又は改正された教育委員会関係の条例、教育委員会規則及び教育委員会訓令の概要は次のとおりである。

- (1) 宮城県条例 5件
 - (2) 宮城県教育委員会規則 19件
 - (3) 宮城県教育委員会訓令 7件
- } (P 8～9 参照)

5 教育関係公益法人・公益信託

(1) 概要

県教育委員会が所管している公益法人及び公益信託の概要は、次のとおりである。

教育関係の公益法人及び公益信託数（19. 3. 31現在）

主 な 目 的	公 益 法 人			公益信託
	財団	社団	計	
育英奨学	12		12	9
学校後援	12	1	13	
社会教育・文化活動の振興	13	3	16	
体育・スポーツの普及振興	8	4	12	
教育関係会館経営	3	1	4	
その他	9	6	15	
計	57	15	72	9

(2) 指導・監督

公益法人及び公益信託の業務の適正を期するため所管法人・信託に対して一般的な指導監督を行うとともに、19法人の業務及び財産の状況について検査を実施し、現地指導を行った。

6 表彰

多年教育の振興に貢献された教育関係者の表彰式を行ったが、平成17年の表彰者は次のとおりである。

(1) 教育功績者表彰（平成18年11月1日）

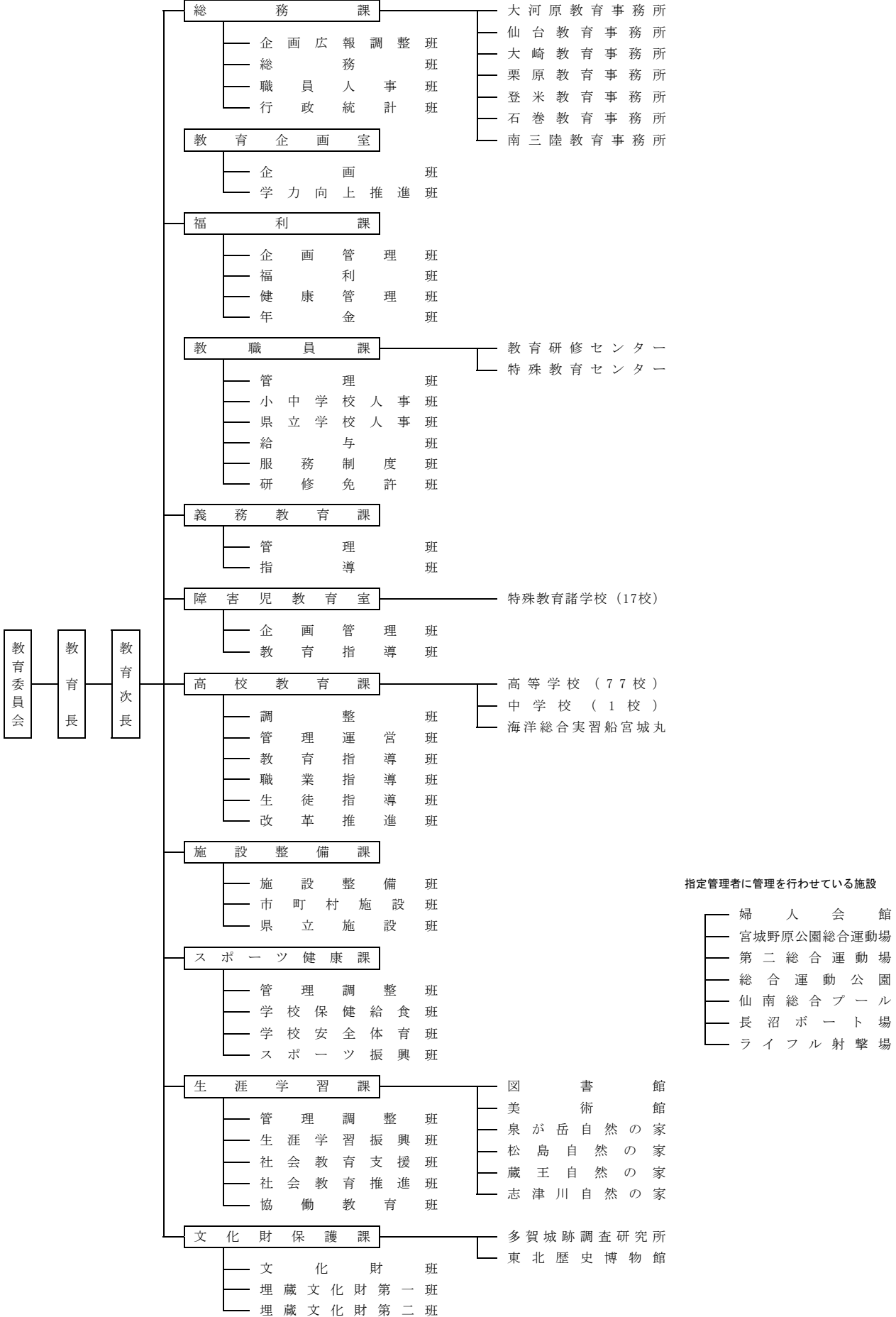
- 個人 46名
- 団体 4団体

(2) 永年勤続者表彰（平成18年11月9日）

- 小学校 264名
- 中学校 93名
- 県立学校 143名
- 事務局等 26名

宮城県教育委員会の組織

(平成19. 3. 31現在)



指定管理者に管理を行わせている施設

- 婦人会館
- 宮城野原公園総合運動場
- 第二総合運動場
- 総合運動公園
- 仙南総合プール
- 長沼ボート場
- ライフル射撃場

平成18年度条例

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
18. 12. 19	宮城県条例 第79号	特殊教育センター条例の一部を改正する条例	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
18. 12. 19	宮城県条例 第80号	心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 20	宮城県条例 第5号	総合運動場条例の一部を改正する条例	行為使用料の改定を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 20	宮城県条例 第13号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務について、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う施設に託児している小学生の子を迎えに行く学校職員についても対象とするもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 20	宮城県条例 第19号	美術品取得基金条例の一部を改正する条例	基金を一般会計に繰り入れて運用できるようにする改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行

平成18年度規則

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
18. 4. 28	教育委員会 規則第8号	宮城県教育委員会行政手続条例施行規則	行政手続条例の施行に関し必要な事項を定める規則を制定したもの。	公布日施行
18. 10. 27	教育委員会 規則第9号	教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	附属機関の委員の任命のうち、あらかじめ教育委員会が指定した委員の補欠の委員の任命については教育長が専決できることとする改正を行ったもの。	18. 11. 1 施行
18. 10. 27	教育委員会 規則第10号	県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則	県立の盲学校、聾学校及び養護学校の収容定員の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
18. 10. 27	教育委員会 規則第11号	宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則	県立の高等学校の課程、学科、修業年限、収容定員等の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
18. 10. 27	教育委員会 規則第12号	県立中学校学則の一部を改正する規則	県立の中学校の収容定員の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
18. 12. 26	教育委員会 規則第13号	校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
18. 12. 26	教育委員会 規則第14号	宮城県特殊教育センター管理規則の一部を改正する規則	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
18. 12. 26	教育委員会 規則第15号	県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
18. 12. 26	教育委員会 規則第16号	県立高等学校授業料の減免の特例に関する規則	平成18年10月6日の大雨等による災害を受けた家庭の生徒に係る県立高等学校の授業料の減免に関し、県立学校の授業料の減免に関する規則の特例を定めるための規則を制定したもの。	公布日施行
18. 12. 26	教育委員会 規則第17号	県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
18. 12. 26	教育委員会 規則第18号	県立高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 23	教育委員会 規則第1号	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 23	教育委員会 規則第2号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 23	教育委員会 規則第3号	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 23	教育委員会 規則第4号	校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則	教員採用選考の願書等の記載事項を必要最小限にとどめる趣旨から、様式の一部について改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 23	教育委員会 規則第5号	宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の改正に合わせ、職務の級の分類について改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行

19. 3. 23	教育委員会規則第6号	宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 23	教育委員会規則第7号	県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、盲・聾・養護学校の区別がなくなることから、各学校が行う「教育の種別」を加える改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 23	教育委員会規則第8号	県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則	授業料の「半額減免」の規定を追加したほか、校長が減免の承認を行うのに当たり教育長の事前承認を必要とするのは教育長が別に定めるものに限ることとする改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行

平成18年度訓令

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
19. 3. 31	教育委員会訓令甲第1号	宮城教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	公印の事前押印について、公印事前押印願の提出に代え、回議書に所要の事項を記載することとする改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 31	教育委員会訓令甲第2号	事務決裁規程の一部を改正する訓令	特別支援教育の推進のための学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 31	教育委員会訓令甲第3号	宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令	教育庁本庁の室の名称変更等に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 31	教育委員会訓令甲第4号	地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	教育機関の名称変更等に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 31	教育委員会訓令甲第5号	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令	県職員宿舍規則の一部改正及び教育機関の名称変更に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 31	教育委員会訓令甲第6号	宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	19. 4. 1 施行
19. 3. 31	教育委員会訓令甲第7号	指導力不足等教員の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	文言を整理し、規定内容の明確化を図ったもの。	19. 4. 1 施行

第2節 市町村等教育委員会

1 組織

(1) 教育委員会数

平成18年5月1日現在の教育委員会数は41で、内訳は、13市(政令指定都市1市を含む。)、22町、1村、5一部事務組合の教育委員会である。このうち、一部事務組合に係るものは、「仙南地域広域」、「黒川地域」、「大崎地域広域」、「石巻地区広域」及び「気仙沼・本吉地域広域」の各行政事務組合の教育委員会である。

(2) 教育委員

平成18年5月1日現在の教育委員(教育長たる委員を除く。)の総数は164人となっている。

ア 年齢構成

60歳以上は111人(67.7%)であり、次いで50歳代31人(18.9%)、40歳代22人(13.4%)の順となっている。

イ 男女別構成

男性が112人(68.3%)、女性は52人(31.7%)となっている。

ウ 職業別構成

無職77人(47.0%)、専門的・技術的職業従事者8人(4.9%)、農林・漁業従事者18人(11.0%)、管理的職業従事者13人(7.9%)、販売・サービス従事者5人(3.0%)、教員等8人(4.9%)、会社・団体役員13人(7.9%)、医師7人(4.3%)、神職・僧侶等8人(4.9%)、その他7人(4.3%)となっている。

エ 保護者である委員の割合

保護者である委員のいる教育委員会は11教育委員会(26.8%)であり、保護者である委員の数は16人(9.8%)となっている。

(3) 教育長

平成18年5月1日現在の教育長は39人で、うち一部事務組合の教育長(3人)は兼務であり、以下の統計からは除いている。

ア 年齢構成

60歳以上が34人(94.4%)と大部分を占め、50歳代が2人(5.6%)となっている。

イ 職歴別構成

教職員出身者が33人(91.7%)と最も多く、その他3人(8.3%)となっている。

ウ 学歴別構成

大学卒が34人(94.4%)と最も多く、次いで高等学校2人(5.6%)となっている。

エ 在職年数別構成

在職年数1～2年が13人(36.1%)、2～4年が7人(19.4%)、4～6年が7人(19.4%)、6～8年が5人(13.9%)、8～10年が2人(5.6%)、10年以上が2人(5.6%)となっている。

オ 給与月額別構成

平成18年5月の給与月額(本俸と管理職手当の合計額)は、50万円以下が6人(16.7%)、50万円から60万円の間が16人(44.4%)、60万円以上が14人(38.9%)となっている。

(4) 事務局職員

平成18年5月1日現在の事務局職員の総数は、1,105人で、その内訳は、事務・技術職員が977人(88.4%)で最も多く、次いで社会教育主事及び派遣社会教育主事72人(6.5%)、指導主事及び充て指導主事41人(3.7%)、単純労務職員15人(1.4%)となっている。

2 指導・助言・援助

県教育委員会と市町村等教育委員会は、相互に連携協力し、教育行政の向上発展に寄与していかなければならない使命を負っている。県教育委員会では、このような認識の下、市町村等教育委員会に対して必要な調査、指導及び援助を行っているところであり、平成18年度は次のとおり実施した。

(1) 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議

当面する教育行政の諸問題について研究協議及び情報交換を行い、本県における教育施策の普及徹底を図るとともに、県・市町村間における連携の緊密化を図り、もって適切な教育行政の執行に努めた。

期 日 平成18年4月25日

会 場 ホテル白萩(仙台市)

参加者 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長

県教育委員会教育長・教育次長・各課室長等 68人

(2) 市町村教育委員・教育長研修会

市町村教育委員会の組織・運営の活性化及びそれぞれの地域の特性を活かした主体的・自主的な教育施策の展開に資するため、市町村教育委員会の教育委員及び教育長を対象に宮城県市町村教育委員会協議会との共催により実施した。

期 日 平成19年2月5日

会 場 パレス宮城野(仙台市)

参加者 市町村教育委員会委員・教育長等 156人

研修内容 「初等中等教育の課題と今後の動向について」

講師 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課学校評価室長

(3) 市町村等教育委員会新任委員実務研修会

今後の教育委員としての円滑な職務の遂行及び活動の充実に資するため、教育委員会制度その他の地方教育行政の組織及び運営等に関する基本的事項について、市町村教育委員会の新任委員を対象に実施した。

期 日 平成19年2月5日

会 場 パレス宮城野(仙台市)

参加者 市町村教育委員会委員等 24人

研修内容 「教育委員会制度の概要について」

講師 教育庁総務課職員

第3節 企画・統計・広報広聴・国際交流

1 教育企画

(1) 「みやぎ新時代教育ビジョン」の推進

本県においては、子ども一人一人の特性を生かしその固有の能力の伸長をめざす多様な教育を根幹の理念とする「地域からの教育改革」を推進するため、平成9年3月に「みやぎ新時代教育ビジョン」を策定した。

本ビジョンでは、自助の心（たくましさ）と共助の心（やさしさ）の涵養を学校教育の課題と捉え、「主体的に考え生きる人づくり」「人々と支え合い生きる人づくり」「地球社会を生きる人づくり」の3項目を人づくりの目標と定め、それらを達成するために必要な施策の基本方向と主要な事業・施策を提示している。

これらの本県学校教育の目指すべき理念と施策の方向性に基づく、主要な事業・施策である「基幹プロジェクト」の推進を図った。

【基幹プロジェクト】

区分	ねらい	事業・施策
未来の学校プロジェクト	一人一人の子どもがその多様な能力を十分伸長できるよう、教育機会や教育システムの多様化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中高一貫教育推進事業 ・県立高校将来構想推進事業 ・障害児教育の充実
未来の学習プロジェクト	子どもたちの多様な能力や学習意欲に対応し、学習内容や学習形態の多様化、学習評価の多元化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上の推進 ・IT教育の推進 ・創造的学習成果顕彰事業 ・高等学校入学者選抜の改善 ・豊かな学びを育む学校教育の推進
未来の教師プロジェクト	教師が複雑多様な教育上の課題に的確に対処できるよう、優れた人材の確保と資質の向上を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員研修の充実 ・教員採用選考の改善 ・教員人事の改善充実 ・社会人の登用
学び支援プロジェクト	子どもたちの学ぶ意欲の向上や多様な学習活動の展開に資するため、学習環境の充実、学習活動支援体制の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合教育センター（仮称）整備事業 ・学校不適応対策総合推進事業 ・みやぎアドベンチャープログラム事業 ・生徒指導総合対策事業 ・学校・家庭・地域連携総合推進事業

【中高一貫教育の推進】

中学校・高等学校の6年間を通じての計画的・継続的な指導により生徒の個性や能力を伸ばし、幅広い年齢集団による活動を通じて社会性、人間性を育成することができるなど、多くの教育的効果が期待できる中高一貫教育の推進を図った。

① 連携型中高一貫教育

【対象校】宮城県志津川高等学校

南三陸町立志津川中学校、入谷中学校、戸倉中学校、歌津中学校

「たしかな学力」、「かがやく個性」及び「ゆたかな社会性」を培い、21世紀を主体的に生きる人間の育成を目指すことを目的として、中高教員による相互乗入授業や中高合同教科等研究会、サマーチャレンジテストの実施、南三陸クリーンアップ作戦、学校行事や部活動の連携等、中高連携事業の展開を図った。また、入試制度の見直しを行った。

② 併設型中高一貫教育

開校2年目となる古川黎明中学校・高等学校で、併設型中高一貫教育を行った。

イ 中高一貫教育用カリキュラムの実践・見直しを行い改善を加えた。

ロ 県立中学校入学者選抜要項を策定し、適性検査問題の検討及び作成を行った。

ハ 平成19年1月に県立中学校入学者選抜を実施した。

高等学校の名称	古川黎明高等学校 普通科 男女・6学級
併設中学校の名称	古川黎明中学校 男女・2学級

(2) 「県立高校将来構想」の推進

生徒の興味・関心、進路意識の多様化、今後の生徒数の減少、さらには男女共同参画社会に向けた取組や開かれた学校づくりの推進等、時代の要請に対応した高校教育改革の方向性及び高校の再編整備・改編の方針を示す「県立高校将来構想（平成13年3月策定）」について、その推進を図った。

① 生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある県立高校づくりの推進

本県の高校教育の抱える課題に対応した魅力ある高校づくりを推進するため、特色ある学科の設置や多様な個性に対応した教育の推進等の施策を実施して本県高校教育の一層の充実を図った。

② 生徒数の減少に対応した学級減及び学校再編後期再編計画

「県立高校の後期の再編について」に基づき、次のイ～ニにおいて、円滑な再編に向け所要の調整を行った。

イ 学校規模を確保するための再編

【白石高等学校・白石女子高等学校の再編統合】

- ・校内及び学校関係者を構成員とする「基本課題検討会議」を開催し、統合後の学校の基本的なあり方を検討した。
- ・平成22年度の開設に向け、両校の教職員による「連絡調整会議」を開催し、教育目標、教育課程、生徒指導、進路指導等のあり方等について検討した。

ロ 小規模校の再編

【全日制高校の本校の再編基準及び分校の再編基準】

- ・再編基準に基づき、農業高等学校秋保校及び黒川高等学校大郷校の募集停止を決定した。

ハ 昼夜間開講型単位制高校の設置

【田尻高等学校を昼夜間開講型単位制高校に改編】

- ・校名を変更するため校名案の公募を行い、地元の「校名等選考検討委員会」において学校関係者などの意見を集約し、県教委の「校名選定委員会」において新しい校名案を「宮城県田尻さくら高等学校」と決定した。
- ・平成20年度の開設に向け、教育目標、教育課程の整備、施設設備の基本設計について検討した。

ニ 定時制高校等の配置の見直し

【白石高等学校及び大河原商業高等学校両校の定時制課程の再編統合】

- ・統合に向けたカリキュラム、三修制に向けた教務規程、2学級規模へ向けた生徒指導体制及び教育相談体制の見直しについての検討を行った。
- ・生徒募集のため、周知の徹底を行った。

③ 男女共学化の推進

平成19年度に共学化する仙台第二高等学校について所要の整備を完了した。また、下記の8校については、共学化時期を踏まえ、円滑な共学化に向けて共学化後の方向性、教育内容の具体的な検討を行った。また、施設設備に関しても共学化仕様の整備のための検討を進めている。

共学化開始時期	学校名	備考
平成20年度	第一女子高等学校	単独共学化
平成21年度	仙台第三高等学校	単独共学化
平成22年度	仙台第一高等学校	単独共学化
	第二女子高等学校	併設型中高一貫教育校へ移行
	塩釜高等学校	統合共学化
	塩釜女子高等学校	統合共学化
平成22年度	白石高等学校	統合共学化
	白石女子高等学校	統合共学化

(3) 県立高校の組織編制

県立高校将来構想に基づき、平成19年度の計画について以下のとおり決定した。

<募集停止>

地区名	学校名	平成18年度		平成19年度	
中部南地区	農業高等学校 秋保校	普通科	男女 40名	募集停止 (小規模校の再編基準による)	
中部北地区	黒川高等学校 大郷校	普通科	男女 40名	募集停止 (小規模校の再編基準による)	

<学級減>

地区名	学校名	平成18年度			平成19年度		
南部地区	角田高等学校	普通科	男女	240名	普通科	男女	200名
中部北地区	第一女子高等学校	普通科	女	240名	普通科	女	200名
		理数科	女	80名	理数科	女	80名
北部地区	登米高等学校	普通科	男女	120名	普通科	男女	120名
		商業科	男女	80名	商業科	男女	40名

<男女共学化>

地区名	学校名	平成18年度		平成19年度	
中部北地区	仙台第二高等学校	普通科	男 320名	普通科	男女 320名

<定時制課程の統合>

地区名	学校名	平成18年度		平成19年度	
南部地区	大河原商業高等学校	普通科	男女 40名	普通科	男女 80名
	白石高等学校	普通科	男女 40名	募集停止	

(4) 「宮城県障害児教育将来構想」の推進

社会情勢や障害児教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、本県の今後の障害児教育の在り方を検討するため、平成14年度に宮城県障害児教育将来構想策定委員会を設置し、平成15年3月に同委員会から将来構想策定に係る提言が提出された。これを受け、県教育委員会が将来構想の内容について検討を行い、平成16年12月に将来構想(中間案)を取りまとめた。その後、パブリックコメント等を通じて広く県民の意見を聴きながら、内容の検討を行い、平成17年7月に将来構想として策定し、宮城県における障害児教育の推進を図った。

基本理念『障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。』

① 共に学ぶ教育の推進

宮城県障害児教育将来構想に掲げた障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が地域の小・中学校で共に学ぶ教育を推進するため、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムづくりをモデル的に実施するとともに、盲・聾・養護学校の児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行うなど、共に学ぶ教育環境の整備の推進を図った。

イ 共に学ぶ学習システム整備事業の推進

(イ) 学習システム整備モデル事業の実施

障害のある児童生徒が通常の学級に在籍する小・中学校をモデル校として指定し、障害によって生ずる教育的ニーズに対応するため、障害の状態に応じて当該学級に複数教員の配置や学習支援室に担当教員の配置を行うほか、市町村教育委員会が行う介助員等の配置や施設改修等に要する経費の一部を補助するなど、共に学ぶ教育のための学習システムの整備を図った。

(モデル事業実施校：19校、対象児童生徒数：24人、配置教員：23人)

a モデル事業実施校

大河原町立大河原南小学校、蔵王町立円田小学校、塩竈市立月ヶ丘小学校、名取市立相互台小学校、利府町立利府第二小学校、松島町立松島第二小学校、美里町立小牛田小学校、色麻町立清水小学校、栗原市立若柳小学校、栗原市立一迫小学校、栗原市立高清水小学校、石巻市立湊小学校、東松島市立矢本西小学校、仙台市立八木山小学校、仙台市立西中田小学校、仙台市立西山小学校、大郷町立明星中学校、登米市立新田中学校、

登米市立石越中学校

b 連絡会議(年3回)

この事業の円滑な実施を図るため、年3回、県教育委員会、モデル事業実施校、モデル事業実施市町村、関係教育事務所及び協力学校による連絡会議を開催し、事業の実施状況の評価及び成果の検証等を行った。

(ロ) 居住地校学習推進事業の実施

県立盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と共に学習活動を行い、その成果と課題を検証するとともに、障害のある児童生徒の社会参加の促進と地域における障害児教育に関する理解の促進を図った。

(受入小・中学校：131校、学習回数 726回(延べ)、盲・聾・養護学校参加児童生徒：162人)

a 実施校

盲学校、ろう学校(小牛田校含む)、光明養護学校、石巻養護学校、利府養護学校、古川養護学校、気仙沼養護学校、角田養護学校(白石校含む)、名取養護学校、金成養護学校、迫養護学校、山元養護学校、拓桃養護学校、船岡養護学校、西多賀養護学校

b 連絡会(年3回)

この事業の円滑な実施を図るため、居住地校学習推進事業連絡会を設置し、事業の実施状況の評価及び成果の検証等を行った。

② 共に学ぶ教育研修充実事業の推進

共に学ぶ教育を推進するため、障害のある児童生徒に対する校内支援の中心となるコーディネーターの養成や障害児担当教員等の資質の向上を図るための教員研修を実施した。

イ コーディネーター養成研修の実施

(イ) 基礎コース 3日間
(仙台市を除く小・中学校、盲・聾・養護学校：悉皆研修)
受講者 約500人

(ロ) 地域支援コース 5日間
(教育事務所、盲・聾・養護学校より各1名推薦)
受講者 26人

ロ 小・中学校管理職研修の実施

(イ) 仙台市を除く小・中学校の全管理職(校長、教頭)を対象(悉皆) 1日
受講者 約1000人

ハ 障害児担当教員等実践研修充実事業の実施

(イ) 基本コース 4日間

- (通常の学級・特殊学級の教員が盲・聾・養護学校で研修)
 受講者 32人
 (ア) 専門コース 5日間
 (学習システム整備モデル校の教員が盲・聾・養護学校で研修)
 受講者 17人

(5) 県立盲・聾・養護学校の組織編制

心身に障害のある児童生徒に対してよりきめの細かい教育を行うため、地域の実情に応じた県立盲・聾・養護学校の適正配置の観点から、平成19年度も次の措置を講ずることとした。

- 県立盲・聾・養護学校 高等部の募集定員の変更

障害種別	学校名	平成18年度	平成19年度
視覚障害	盲学校	11	14
肢体不自由	船岡養護学校	23	20
病弱	西多賀養護学校	9	6
	山元養護学校	-	3
知的障害	光明養護学校	44	52
	石巻養護学校	16	30
	気仙沼養護学校	16	19
	名取養護学校	22	27
	迫養護学校	19	11
	金成養護学校	8	16
	古川養護学校	25	27
	山元養護学校	8	19
	利府養護学校	30	33

(山元養護学校は障害種別「病弱」と「知的障害」とが併置)

(6) 中学校等卒業者の進路状況調査

平成18年3月の中学校等卒業者の進路状況を5月1日現在で調査し、資料の分析結果を本県の高等学校及び特別支援学校組織編制計画などに反映させた。

調査結果概要

- 中学校卒業生数 23,607人 (前年度対比 811人減)
 ○ 進学者総数 23,244人
 進学率 98.5% (前年度対比0.1ポイント上昇)

(内訳)

- ・全日制高等学校
 進学者数 21,974人
 進学率 93.1% (前年度と同率)
 進学者のうち県内・外の公立私立
 県内公立 16,095人
 県内私立 5,584人
 県外公立 89人
 県外私立 205人
- ・定時制高等学校
 進学者数 470人
 進学率 2.0% (前年度と同率)
- ・通信制高等学校
 進学者数 220人
 進学率 0.9% (前年度と同率)
- ・中等教育学校
 進学者数 54人
 進学率 0.2% (前年度と同率)
- ・高等専門学校
 進学者数 337人
 進学率 1.4% (前年度対比0.1ポイント下降)
- ・盲・聾・養護学校高等部
 進学者数 189人
 進学率 0.8% (前年度と同率)
- 専修学校等入学者数 36人
 入学率 0.2% (前年度対比0.1ポイント上昇)
- 就職者数 73人
 就職率 0.3% (前年度と同率)
- 上記以外の者の数 254人
 1.1% (前年度対比0.1ポイント下降)

(7) 政府に対する提案・要望

平成18年度国の施策・予算に関して提案・要望すべき事項に

ついて知事が国に対して提案・要望した。
 その項目は次のとおりである。(教育委員会関係分)

- 充実した教育環境づくりのための施策について
 ア 地方分権の趣旨を踏まえた国と地方公共団体の適切な役割分担を教育基本法に明記すること。
 イ 地方の税財源を保証した上で、地方財政自立改革推進の観点から義務教育費国庫負担金の一般財源化を進めること。
 ウ 平成18年度以降も公立義務教育諸学校及び公立高等学校教職員定数改善計画を策定し、教職員定数の確保を着実に実施すること。さらに、地方自治体が独自に行っている学級編制の実態を考慮し、学級編制の仕組みの改善を実施する際には、県教育委員会・市町村教育委員会等の意見も十分に取入れた上で進めること。
 エ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(中間報告)に掲げられている障害によって生じる教育的ニーズに対応するための特別支援教室(仮称)を設置できるよう制度化を図るとともに、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を支援するための教員についても必要な教職員定数の措置を行うこと。

2 教育統計

(1) 平成18年度に実施した統計調査

- ア 学校基本調査(指定統計第13号)
 県内の公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校及び各種学校における学校数、在学者数、教職員数などの基本的事項を5月1日現在で調査し、その結果を「学校統計要覧(平成18年度)」としてまとめ、ホームページに掲載した。

イ 地方教育費調査

県及び市町村等教育委員会並びに公立諸学校を対象に、平成17会計年度間に支出した教育費を学校教育費、社会教育費、教育行政費ごとに財源別、支出項目別に支出状況を調査した。調査結果は、「地方教育費調査報告書」としてまとめ、ホームページに掲載した。

ウ 子どもの学習費調査(承認統計)

県内の公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校(全日制)の抽出校を対象に、保護者が子どもの学校教育及び学校外活動のために支出した経費を18年4月から1年間調査した。

3 広報広聴

県民及び教職員など教育関係者の理解と協力を得るとともに、教育に対するニーズを行政に反映し、本県の教育・文化の充実、振興を図るため、次のとおり広報活動を実施した。

(1) web版県教育広報の発行

- ア 教職員向け広報web版「PLANET」
 県教委と教職員等との協力体制を確立するため、県教委の施策、事業内容などをホームページに掲載した。
 年4回(創刊号～4号)
 イ 保護者向け広報web版「ぶらねっと」
 県民の理解と協力を得るため、県教委の施策・事業及び教育に関する提言などをホームページに掲載した。
 年4回(創刊号～4号)

(2) 年次報告「宮城教育年報」の発行

平成17年度における県教委の施策、事業の実績などを収録し、教育機関などに配布した。

(3) 「みやぎの教育」の発行

各種の統計調査で得られたデータを基に、主要指標をグラフ化したリーフレット「みやぎの教育」を作成し、教育関係機関等に配布した。

(4) パブリシティ活動

県政記者会加盟の各報道機関に対し、県教委の施策などに関する情報を提供し、マスコミを通じて県民に周知するため、記者発表を次のとおり実施した。

○記者発表

「平成19年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る学力検査

実施状況の概要」など担当課長等による記者発表を行った。

○資料配付

教育行政に係る資料の配付を随時行った。

(5) インターネットの活用

ホームページを作成し、「教育施策」や「災害情報」、「各種講座、イベント情報」「教育委員会への問い合わせ、相談窓口のご案内」などのタイムリーな情報を広く提供するとともに、常時電子メールにより一般の方々からの意見、質問、提言等を受け付けている。また、各種印刷物についても、PDF化し、ホームページ上でも閲覧できるようにしている。

(6) 「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動

分かる授業と基本的な生活習慣の定着が学力向上を進めるための車の両輪であるとの基本スタンスのもと、「みやぎ教育の日」の制定を契機に「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動を広く呼びかけた。

また、子どもの生活リズム向上全国フォーラム「はやね・はやおき・あさごはん運動のすすめin宮城」の開催に参画し、啓発活動に努めたほか、「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動ホームページを公開し、各学校の取組などを紹介している。

(7) その他の広報活動

県教委の自主広報活動に加え、広報内容に速報性、同時性、広範囲性が必要と認められるものについては、県広報課所管の広報媒体を活用することにより県民に対する周知徹底に努めた。

4 国際交流

(1) 宮城県・中国吉林省教育交流事業

本県と中国吉林省の友好県省を一層発展させるため、「日本国宮城県と中国吉林省との第9次交流計画協議書（2005年から2006年の2か年ー2004年11月8日締結）」を締結しているが、この協議書に基づき両国県省の教育事情について情報交換することにより、教育の振興を図ることを目的として、吉林省教育視察団を吉林省に派遣した。

事業の概要

ア 期間

平成18年7月10日（月）～7月13日（木）4日間

イ 視察団員

	役 職 名	氏 名
団長	宮城県教育庁教育次長	鈴木 隆 一
団員	栗原市立若柳小学校校長	衡 田 幸 一
団員	宮城県教育庁総務課企画員	小 松 雄 司
団員	宮城県国際交流員	孔 祥 茄

(2) 宮城・デラウェア教育交流事業

本県とアメリカのデラウェア州は、高校生を相互に派遣し、家庭滞在及び学校訪問等を体験させることにより、両国間の友好親善、国際理解教育及び地域レベルの国際交流の推進を図るために、両教育委員会の間で交わす合意書に基づき、本県では3月に派遣し、7月頃に受入れを行っている。

平成18年6・7月にはデラウェア州高校生10人、デラウェア州引率教員2人を受け入れ、平成19年3月には、本県の高校生10人、教員2人をデラウェア州に派遣した。